

改 正 案	現 行
<p>一 標準専任媒介契約約款 標準専任媒介契約約款は、次の専任媒介契約書及び専任媒介契約約款とする。ただし、依頼者に不利益とならない特約を妨げないものとする。</p> <p>(1) 専任媒介契約書 (略)</p> <p>1 成約に向けての義務</p> <p>一 乙は、契約の相手方を探索するとともに、契約の相手方との契約条件の調整等を行い、<u>契約の成立に向けて積極的に努力</u>します。</p> <p>二 乙は、甲に対し、*1 _____により、*2 _____回以上の<u>頻度</u>で業務の処理状況を報告します。</p> <p>三 乙は、広く契約の相手方を探索するため、目的物件につき、所在地、規模、形質、媒介価額その他の事項を、*3 _____ _____にこの媒介契約の締結の日の翌日から*4 _____日以内（乙の休業日を含みません。）に登録するとともに、目的物件を登録したときは、遅滞なく、甲に対して宅地建物取引業法第50条の6に定める登録を証する書面を交付します。なお、乙は、目的物件の売買又は交換の契約が成立したときは、宅地建物取引業法第34条の2第7項に基づき当該契約に関する情報を指定流通機構に通知し、当該契約に関する情報は、当該指定流通機構から宅地建物取引業者に提供されるなど、宅地建物取引業法第50条の3及び第50条の7に定める指定流通機構の業務</p>	<p>一 標準専任媒介契約約款 標準専任媒介契約約款は、次の専任媒介契約書及び専任媒介契約約款とする。ただし、依頼者に不利益とならない特約を妨げないものとする。</p> <p>(1) 専任媒介契約書 (略)</p> <p>1 成約に向けての<u>積極的努力義務</u></p> <p>一 乙は、甲に対し、<u>文書により2週間に1回以上業務の処理状況を報告</u>します。</p> <p>二 乙は、広く契約の相手方を探索するため、目的物件につき、所在地、規模、形質、媒介価額その他の事項を、* _____ _____にこの媒介契約の締結の日の翌日から7日以内（乙の休業日を含みません。）に登録するとともに、<u>契約の成立に向けて積極的に努力</u>します。また、目的物件を登録したときは、遅滞なく、甲に対して宅地建物取引業法第50条の6に定める登録を証する書面を交付します。 *当該目的物件の所在地を含む地域を対象として登録業務を行っている指定流通機構の名称を記入する。</p>

のために利用されます。

#### 備考

- \*1 文書又は電子メールのうちいずれかの方法を選択して記入すること。
- \*2 宅地建物取引業法第34条の2第8項に定める頻度（2週間に1回以上）の範囲内で具体的な頻度を記入すること。
- \*3 当該目的物件の所在地を含む地域を対象として登録業務を行っている指定流通機構の名称を記入すること。
- \*4 宅地建物取引業法第34条の2第5項及び宅地建物取引業法施行規則第15条の8に定める期間（7日以内）の範囲内で具体的な期間を記入すること。

#### 2 媒介に係る業務

- 乙は、1に掲げる義務を履行するとともに、次の業務を行います。
- 二 乙は、甲に対し、目的物件を売買すべき価額又は評価額について意見を述べるときは、その根拠を明らかにして説明を行います。
- 三 甲が乙に目的物件の購入又は取得を依頼した場合にあっては、乙は、甲に対し、目的物件の売買又は交換の契約が成立するまでの間に、取引主任者をして、宅地建物取引業法第35条に定める重要事項について、取引主任者が記名押印した書面を交付して説明させます。
- 三 乙は、目的物件の売買又は交換の契約が成立したときは、甲及び甲の相手方に対し、遅滞なく、宅地建物取引業法第37条に定める書面を作成し、取引主任者に当該書面に記名押印させた上で、これを交付します。
- 四 乙は、甲に対し、登記、決済手続等の目的物件の引渡しに係る事務の補助を行います。

五 その他 ( )

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

別表 (略)

(2) 専任媒介契約約款

専任媒介契約約款

第1条～第3条 (略)

(宅地建物取引業者の義務等)

第4条 乙は、次の事項を履行する義務を負います。

一 契約の相手方を探索するとともに、契約の相手方との契約条件の調整等を行い、契約の成立に向けて積極的に努力すること。

二 甲に対して、専任媒介契約書に記載する方法及び頻度により業務の処理状況を報告すること。

三 広く契約の相手方を探索するため、目的物件につき、所在地、規模、形質、媒介価額その他の事項を、専任媒介契約書に記載する指定流通機構に媒介契約の締結の日の翌日から専任媒介契約書に記載する期間内 (乙の休業日を含みません。) に登録すること。

四 前号の登録をしたときは、遅滞なく、指定流通機構が発行した宅地

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

別表 (略)

(2) 専任媒介契約約款

専任媒介契約約款

第1条～第3条 (略)

(媒介価額に関する意見の根拠の明示)

第4条 乙は、媒介価額の決定に際し、甲に、その価額に関する意見を述べるときは、根拠を示して説明しなければなりません。

建物取引業法第50条の6に定める登録を証する書面を甲に対して交付すること。

- 2 乙は、前項に掲げる義務を履行するとともに、次の業務を行います。
- 一 媒介価額の決定に際し、甲に、その価額に関する意見を述べるときは、根拠を示して説明を行うこと。
  - 二 甲が乙に目的物件の購入又は取得を依頼した場合にあっては、甲に對して、目的物件の売買又は交換の契約が成立するまでの間に、取引主任者をして、宅地建物取引業法第35条に定める重要事項について、取引主任者が記名押印した書面を交付して説明させること。
  - 三 目的物件の売買又は交換の契約が成立したときは、甲及び甲の相手方に対して、遅滞なく、宅地建物取引業法第37条に定める書面を作成し、取引主任者に当該書面に記名押印させた上で、これを交付すること。
  - 四 甲に對して、登記、決済手続等の目的物件の引渡しに係る事務の補助を行うこと。
  - 五 その他専任媒介契約書に記載する業務を行うこと。

第5条・第6条 (略)

(宅地建物取引業者の義務)

第7条 乙は、次の事項を履行する義務を負います。

- 一 甲に對して、文書により2週間に1回以上業務の処理状況を報告すること。
- 二 広く契約の相手方を探索するため、目的物件につき、所在地、規模、形質、媒介価額その他の事項を、専任媒介契約書に記載する指定流通機構に媒介契約の締結の日の翌日から7日以内(乙の休業日を含み

第5条・第6条 (略)

ません。)に登録するとともに、契約の成立に向けて積極的に努力すること。

三 前号の登録をしたときは、遅滞なく、指定流通機構が発行した宅地建物取引業法第50条の6に定める登録を証する書面を甲に対して交付すること。

(報酬の請求)

第7条 (略)

(報酬の受領の時期)

第8条 (略)

(特別依頼に係る費用)

第9条 (略)

(直接取引)

第10条 (略)

(違約金の請求)

第11条 (略)

(自ら発見した相手方と契約しようとする場合の通知)

第12条 (略)

(費用償還の請求)

第13条 (略)

(更新)

第14条 (略)

(契約の解除)

第15条 (略)

第16条 (略)

(報酬の請求)

第8条 (略)

(報酬の受領の時期)

第9条 (略)

(特別依頼に係る費用)

第10条 (略)

(直接取引)

第11条 (略)

(違約金の請求)

第12条 (略)

(自ら発見した相手方と契約しようとする場合の通知)

第13条 (略)

(費用償還の請求)

第14条 (略)

(更新)

第15条 (略)

(契約の解除)

第16条 (略)

第17条 (略)

(特約)

第17条 (略)

二 標準専属専任媒介契約約款

標準専属専任媒介契約約款は、次の専属専任媒介契約書及び専属専任媒介契約約款とする。ただし、依頼者に不利益とならない特約を妨げないものとする。

(1) 専属専任媒介契約書

(略)

1 成約に向けての義務

一 乙は、契約の相手方を探索するとともに、契約の相手方との契約条件の調整等を行い、契約の成立に向けて積極的に努力します。

二 乙は、甲に対し、\*1 \_\_\_\_\_ により、\*2 \_\_\_\_\_ 回以上の頻度で業務の処理状況を報告します。

三 乙は、広く契約の相手方を探索するため、目的物件につき、所在地、規模、形質、媒介価額その他の事項を、\*3 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ にこの媒介契約の締結の日の翌日から\*4 \_\_\_\_\_ 日以内（乙の休業日を含みません。）に登録するとともに、目的物件を登録したときは、遅滞なく、甲に対して宅地建物取引業法第50条の6に定める登録を証する書面を交付します。なお、乙は、目的物件の売買又は交換の契約が成立したときは、宅地建物取引業法第34条の2第7項に基づき当該契約に関する情報を指定流通機構に通知し、当該契約に関する情報は、当該指定流通機構から宅地建物取引業者に提供されるなど、宅地建物取引業法第50条の3及び第50条の7に定める指定流通機構の業務

(特約)

第18条 (略)

二 標準専属専任媒介契約約款

標準専属専任媒介契約約款は、次の専属専任媒介契約書及び専属専任媒介契約約款とする。ただし、依頼者に不利益とならない特約を妨げないものとする。

(1) 専属専任媒介契約書

(略)

1 成約に向けての積極的努力義務

一 乙は、甲に対し、文書により1週間に1回以上業務の処理状況を報告します。

二 乙は、広く契約の相手方を探索するため、目的物件につき、所在地、規模、形質、媒介価額その他の事項を、\* \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ にこの媒介契約の締結の日の翌日から5日以内（乙の休業日を含みません。）に登録するとともに、契約の成立に向けて積極的に努力します。また、目的物件を登録したときは、遅滞なく、甲に対して宅地建物取引業法第50条の6に定める登録を証する書面を交付します。

\*当該目的物件の所在地を含む地域を対象として登録業務を行っている指定流通機構の名称を記入する。

のために利用されます。

備考

- \*1 文書又は電子メールのうちいずれかの方法を選択して記入すること。
- \*2 宅地建物取引業法第34条の2第8項に定める頻度（1週間に1回以上）の範囲内で具体的な頻度を記入すること。
- \*3 当該目的物件の所在地を含む地域を対象として登録業務を行っている指定流通機構の名称を記入すること。
- \*4 宅地建物取引業法第34条の2第5項及び宅地建物取引業法施行規則第15条の8に定める期間（5日以内）の範囲内で具体的な期間を記入すること。

2 媒介に係る業務

- 一 乙は、1に掲げる義務を履行するとともに、次の業務を行います。
- 二 乙は、甲に対し、目的物件を売買すべき価額又は評価額について意見を述べるときは、その根拠を明らかにして説明を行います。
- 三 甲が乙に目的物件の購入又は取得を依頼した場合にあっては、乙は、甲に対し、目的物件の売買又は交換の契約が成立するまでの間に、取引主任者をして、宅地建物取引業法第35条に定める重要事項について、取引主任者が記名押印した書面を交付して説明させます。
- 三 乙は、目的物件の売買又は交換の契約が成立したときは、甲及び甲の相手方に対し、遅滞なく、宅地建物取引業法第37条に定める書面を作成し、取引主任者に当該書面に記名押印させた上で、これを交付します。
- 四 乙は、甲に対し、登記、決済手続等の目的物件の引渡しに係る事務の補助を行います。

五 その他 ( \_\_\_\_\_ )

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

別表 (略)

(2) 専属専任媒介契約約款

専 属 専 任 媒 介 契 約 約 款

第1条～第3条 (略)

(宅地建物取引業者の義務等)

第4条 乙は、次の事項を履行する義務を負います。

一 契約の相手方を探索するとともに、契約の相手方との契約条件の調整等を行い、契約の成立に向けて積極的に努力すること。

二 甲に対して、専属専任媒介契約書に記載する方法及び頻度により業務の処理状況を報告すること。

三 広く契約の相手方を探索するため、目的物件につき、所在地、規模、形質、媒介価額その他の事項を、専属専任媒介契約書に記載する指定流通機構に媒介契約の締結の日の翌日から専属専任媒介契約書に記載する期間内（この休業日を含みません。）に登録すること。

四 前号の登録をしたときは、遅滞なく、指定流通機構が発行した宅地

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

別表 (略)

(2) 専属専任媒介契約約款

専 属 専 任 媒 介 契 約 約 款

第1条～第3条 (略)

(媒介価額に関する意見の根拠の明示)

第4条 乙は、媒介価額の決定に際し、甲に、その価額に関する意見を述べるときは、根拠を示して説明しなければなりません。

建物取引業法第50条の6に定める登録を証する書面を甲に対して交付すること。

- 2 乙は、前項に掲げる義務を履行するとともに、次の業務を行います。
  - 一 媒介価額の決定に際し、甲に、その価額に関する意見を述べるときは、根拠を示して説明を行うこと。
  - 二 甲が乙に目的物件の購入又は取得を依頼した場合にあつては、甲に対して、目的物件の売買又は交換の契約が成立するまでの間に、取引主任者をして、宅地建物取引業法第35条に定める重要事項について、取引主任者が記名押印した書面を交付して説明させること。
  - 三 目的物件の売買又は交換の契約が成立したときは、甲及び甲の相手方に対して、遅滞なく、宅地建物取引業法第37条に定める書面を作成し、取引主任者に当該書面に記名押印させた上で、これを交付すること。
  - 四 甲に対して、登記、決済手続等の目的物件の引渡しに係る事務の補助を行うこと。
  - 五 その他専属専任媒介契約書に記載する業務を行うこと。

第5条・第6条 (略)

(宅地建物取引業者の義務)

- 第7条 乙は、次の事項を履行する義務を負います。
  - 一 甲に対して、文書により1週間に1回以上業務の処理状況を報告すること。
  - 二 広く契約の相手方を探索するため、目的物件につき、所在地、規模、形質、媒介価額その他の事項を、専属専任媒介契約書に記載する指定流通機構に媒介契約の締結の日の翌日から5日以内（乙の休業日を

第5条・第6条 (略)

含みません。)に登録するとともに、契約の成立に向けて積極的に努力すること。

三 前号の登録をしたときは、遅滞なく、指定流通機構が発行した宅地建物取引業法第50条の6に定める登録を証する書面を甲に対して交付すること。

(報酬の請求)

第8条 (略)

(報酬の受領の時期)

第9条 (略)

(特別依頼に係る費用)

第10条 (略)

(直接取引)

第11条 (略)

(違約金の請求)

第12条 (略)

(費用償還の請求)

第13条 (略)

(更新)

第14条 (略)

(契約の解除)

第15条 (略)

第16条 (略)

(特約)

第17条 (略)

三 標準一般媒介契約約款

(報酬の請求)

第7条 (略)

(報酬の受領の時期)

第8条 (略)

(特別依頼に係る費用)

第9条 (略)

(直接取引)

第10条 (略)

(違約金の請求)

第11条 (略)

(費用償還の請求)

第12条 (略)

(更新)

第13条 (略)

(契約の解除)

第14条 (略)

第15条 (略)

(特約)

第16条 (略)

三 標準一般媒介契約約款

標準一般媒介契約約款は、次の一般媒介契約書及び一般媒介契約約款とする。ただし、依頼者に不利益とならない特約を妨げないものとする。

- 
- (1) 一般媒介契約書  
(略)

1 (略)

- 2 甲の通知義務  
(略)

3 媒介に係る乙の業務

乙は、契約の相手方との契約条件の調整等を行い、契約の成立に向けて努力するとともに、次の業務を行います。

二 乙は、甲に対し、目的物件を売買すべき価額又は評価額について意見を述べるときは、その根拠を明らかにして説明を行います。

三 甲が乙に目的物件の購入又は取得を依頼した場合には、乙は、甲に対し、目的物件の売買又は交換の契約が成立するまでの間に、取引主任者をして、宅地建物取引業法第35条に定める重要事項について、取引主任者が記名押印した書面を交付して説明させます。

三 乙は、目的物件の売買又は交換の契約が成立したときは、甲及び甲の相手方に対し、遅滞なく、宅地建物取引業法第37条に定める書面を作成し、取引主任者に当該書面に記名押印させた上で、これを交付します。

四 乙は、甲に対し、登記、決済手続等の目的物件の引渡しに係る事務の補助を行います。

標準一般媒介契約約款は、次の一般媒介契約書及び一般媒介契約約款とする。ただし、依頼者に不利益とならない特約を妨げないものとする。

- 
- (1) 一般媒介契約書  
(略)

1 (略)

- 2 通知義務  
(略)

五 その他 ( )

- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 (略)
- 7 (略)
- 8 (略)

別表 (略)

(2) 一般媒介契約約款

— 一般媒介契約約款

第1条～第4条 (略)

(宅地建物取引業者の業務)

第5条 乙は、契約の相手方との契約条件の調整等を行い、契約の成立に向けて努力するとともに、次の業務を行います。

一 媒介価額の決定に際し、甲に、その価額に関する意見を述べるときは、根拠を示して説明を行うこと。

二 甲が乙に目的物件の購入又は取得を依頼した場合にあっては、甲に對して、目的物件の売買又は交換の契約が成立するまでの間に、取引主任者をして、宅地建物取引業法第35条に定める重要事項について、取引主任者が記名押印した書面を交付して説明させること。

三 目的物件の売買又は交換の契約が成立したときは、甲及び甲の相手

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

別表 (略)

(2) 一般媒介契約約款

— 一般媒介契約約款

第1条～第4条 (略)

(媒介価額に関する意見の根拠の明示)

第5条 乙は、媒介価額の決定に際し、甲に、その価額に関する意見を述べるときは、根拠を示して説明しなければなりません。

方に対して、遅滞なく、宅地建物取引業法第37条に定める書面を作成し、取引主任者に当該書面に記名押印させた上で、これを交付すること。

四 甲に対して、登記、決済手続等の目的物件の引渡しに係る事務の補助を行うこと。

五 その他一般媒介契約書に記載する業務を行うこと。

第6条～第18条 (略)

第6条～第18条 (略)